平成２５年（フ）第３８号
熊本県八代市永碇町844番地４、前住所熊本県八代市永碇町1029番地４
債務者　林　雄一郎
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第３２２号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番11―101号、前住所神戸市灘区摩耶海岸通１丁目１番３―417号
債務者　山本　雅樹
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本佳世子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２４号
神戸市須磨区若草町３丁目17番地の11
債務者　荒木　好和
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３２号
神戸市垂水区本多聞２丁目１番15―106号
債務者　平木　忠稔
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１６号
埼玉県川越市中台２丁目５番地11　ホーユウパレス川越403号室、土地の名称地番変更前の住所埼玉県川越市大字今福2845番地２　ホーユウパレス川越403号室
債務者　中山　富義
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎本　　清
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８７号
山形市江俣４丁目19番34号、前住所山形市桧町４丁目８番13号
債務者　貝和　聡子
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向田　　敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後３時40分
５　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８８号
山形市江俣４丁目19番36号
債務者　貝和　良和
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向田　　敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後３時45分
５　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
栃木県小山市大字犬塚51番地186
債務者　中本　　昇
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第４７号
栃木県小山市大字犬塚51番地186
債務者　中本　敏子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２１３０号
大阪市西区立売堀３丁目３番13―502号
債務者　山村　清嗣
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮脇　常亨
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２４号
宮城県石巻市吉野町１丁目７番８―414号
債務者　冨士原郁子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
長崎県諫早市上大渡野町2221番地３、旧住所長崎県長崎市東町1693番地
債務者　清水　廣幸
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1450番地
債務者　金子　正枝
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４５号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1450番地
債務者　金子　　淳
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１３９号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷911
債務者　熊谷　芳夫
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
埼玉県越谷市大字大房732番地４　越谷ハイツ201
債務者　大坪知枝子
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
埼玉県川越市清水町16番地15　清水町２番館203号室
債務者　臼田　友喜
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部